

# 福祉資金(緊急小口資金)

## 1. 福祉資金(緊急小口資金)とは

「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合」に少額の費用を貸付けることにより、世帯の自立を支援することを目的としています。(※緊急かつ一時的な期間とは、事由発生から1か月程度です)

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

※原則、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等の利用申込を行い、自立相談支援機関及び貸付機関等関係機関による継続的な支援を受けることに同意が必要です。

## 2. 緊急小口資金の内容

項目	内容
貸付対象	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)
貸付限度額	10万円以内(1,000円単位) ※必要最少限の費用で、期限内で償還が見込める額
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要
据置期間	貸付日から2か月以内 ※翌月から償還可能な場合、据置期間の設定はありません
償還期間	最長12か月以内 ※返済財源が公的給付の場合は、原則として最終給付月に併せて、償還期間を設定します
償還方法 (据置期間経過後)	償還計画に基づき、原則として、毎月26日(休業日の場合は翌営業日)に指定の金融機関(三菱UFJファクター株式会社の収納代行)の口座から自動引落により償還 ※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください
延滞利子	償還期限を過ぎると、元金残高に対して年3%の延滞利子が発生します

## 3. 貸付対象(※主な事例)

### 借入理由(資金使途)

- (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- (2) 火災等被災によって生活費が必要なとき
- (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき  
◆生活保護支給開始までのつなぎ資金 ◆初給料までのつなぎ資金 ◆年金支給開始までのつなぎ資金  
◆職業訓練受講給付開始までのつなぎ資金 ◆雇用保険(失業手当等)支給開始までのつなぎ資金 等  
※つなぎ資金としての貸付のため、支給開始日・金額等が明確に分かることが必要
- (4) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき  
※今後の収入が見込めることが条件
- (5) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- (6) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- (7) 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- (8) 給料等の盗難によって生活費が必要なとき
- (9) その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

※借入金額の内訳、資金使途やその理由、償還見込みの根拠となる返済財源を書面等で確認します。

## ◆貸付対象とならない主な事例

- 貸付金を借入れ理由となる対象要件（例えば医療費等）の直接の支払に充てる場合
- 世帯の生計中心者ではない個人への貸付
- 生活保護を受給している場合（ただし、生活保護を申請中の場合、支給開始までの間は申請可能）
- 借金返済等の支払に充てる場合や各種ローンや支出超過等により生活の立て直しが困難な場合
- 恒常的に生活が困窮している場合
- 生活を維持（又は継続）する目的以外の費用に充てる場合
- 貸付金が送金されるまでに、給料・年金・給付金等の支給が見込まれる場合
- 県外に転居又は長期出張等を行うことなどにより、償還困難又は不在等となる場合
- 償還見込みの根拠となる返済財源について、書類等での確認ができない場合 等

## 4. 借入相談・申請窓口

借入を希望される場合は、お住まいの地域の市区町社協に相談してください。

社協職員が、あなたやあなたのご家族の状況・収入・支出・負債等について、詳しくお聞きします。そのうえで、希望される貸付の要件や借入後の償還見込み等について確認を行います。

借入の申請にあたっては、「住民票（世帯全員分）」や「源泉徴収票」等の書類の提出が必要です。

## 5. 貸付には審査があります

お住まいの地域の市区町社協で書類等を確認後、申請を受理し、県社協（及び「生活福祉資金運営委員会」）において、資金の貸付の必要性、金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の適否を判断します。

審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。この場合、審査の内容についてはお答えしませんがあらかじめご了解ください。

## 6. 資金交付（送金）について

借入申込書に借入書を添えて提出することにより、貸付決定後速やかに借入申込者が指定する金融機関の口座に資金を交付します。（県社協が借入申込書を受理してから、送金までに1週間程度かかります）

## 7. 償還について

償還計画に基づき、原則として毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替による償還となります。償還期限を過ぎると、元金残高に対して年3%の延滞利子が発生します。

※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください。

## 8. 生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ先

(社福)広島県社会福祉協議会 / 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2（広島県社会福祉会館） / TEL(082)254-3413